

施工管理基準

(令和 7 年度版)

令和7年度 施工管理基準の改定概要

1 改定の趣旨

千葉県施工管理基準は、国土交通省の施工管理基準を準用しており、今回の改定内容は令和7年4月の国土交通省の改定に基づくものである。

2 改定概要

出来形管理基準

【3-2-7-7】

【3-2-7-9】

「ペーパードレーン工」及び「サンドコンパクションパイル工」における測点の管理方法に関する事項

品質管理基準

【6 既製杭工】

鋼管杭に「鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む」と明記

写真管理基準

【3-2-4-4】

既製杭工（鋼管ソイルセメント杭）を新規追加

令和7年10月1日

千葉県県土整備部技術管理課